

パブリックコメント意見等を受けた主な変更箇所一覧

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
概要	概要 計画をめぐる現状と動向 ○障害者が地域で安心して生活できる支援を受けられることを前提とした地域移行や、 <u>発達障害・難病・医療的ケア児</u> など多様な障害への包括的な支援の拡充	○障害者が地域で安心して生活できる支援を受けられることを前提とした地域移行や、多様な障害への包括的な支援の拡充 ・親亡き後(親の支援なき後)における支援も含む。 ・障害にはご指摘のあった障害種別のほか、身体障害や重症心身障害等もあることから、障害についての例示をせず、単に「多様な障害への包括的な支援の拡充」に修正する。	該当箇所を2項目に分け「障害者や引きこもりの人などが、親亡き後(親の支援なき後)に地域で安心して生活できる支援体制の整備」と「知的障害・精神障害・発達障害・難病・医療的ケア児など、多様な障害への包括的な支援の拡充」にしてはどうか。
p. 3	第1編 計画の策定 第1章 計画の趣旨 2 計画の目標 (2) “誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会”のすがた ② すべての県民が互いに支え合い、年齢や障害等の有無にかかわらず、住み慣れた地域において、共に生活を継続できる社会	② すべての県民が互いに支え合い、年齢や性別、障害の有無、家族形態等にかかわらず、住み慣れた地域において、共に生活を継続できる社会	該当箇所に年齢や障害等の有無の後に「性別、家族形態」を加えてはどうか。
p. 4	3 計画の性格 (4) 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係 (新設)	※計画全編において、6つのゴールを踏まえ施策を推進していきます。 本計画では、SDGsの17の目標のうち、6つの目標が、計画全体に関係していると考えられるため、章ごとには掲載せずに、一括して掲載したい。ご指摘を踏まえ、その旨を本文に追記。	SDGsにおける関連施策のマークを、章ごとに記載した方がよいのではないかな。

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 18	<p>第2章 計画策定の背景</p> <p>1 地域福祉の現状</p> <p>(5) 地域課題の顕在化</p> <p>⑤ヤングケアラーの状況</p> <p>令和2年度の全国調査「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生で 5.7%、全日制高校2年生で 4.1%という結果となっています。</p>	<p>令和2年度の全国調査「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生で 5.7%、全日制高校2年生で 4.1%という結果となっています。</p> <p><u>本県では令和4年度に調査を行い、世話をしている家族が「いる」と回答したこどもは、中学2年生で 5.5%、全日制高校2年生で 4.2%という結果となっています。</u></p>	R4実施の調査結果反映
p. 33	<p>第2編 計画の内容</p> <p>第1章 ともに支え合う「ひとづくり」</p> <p>I 生涯を通じた自立と支え合いの推進</p> <p>2 地域共生社会の実現に向けた意識啓発</p> <p>(1) 地域共生の社会づくりの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山型デイサービス（共生型サービス）に対する理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 富山型デイサービス（共生型サービス）や<u>共生型グループホーム</u>に対する理解促進 	<p>介護と障害の事業所による共生型サービス事業について、幅広く周知が必要と考えるので、「地域共生の社会づくりの普及啓発」に「共生型グループホームや共生型サービス事業に対する理解促進」を新規項目として追加してほしい。</p>

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 35	<p>Ⅱ 福祉を担う人づくり</p> <p>1 質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保</p> <p>(1) 専門人材の育成・確保・定着・資質向上</p> <p>県福祉人材確保対策会議を中心に関係団体と連携し、介護・福祉等の専門知識や技術を備え、利用者本位のサービスを提供できる質の高い専門人材の育成・確保・定着等に努めます。</p>	<p>県福祉人材確保対策会議を中心に関係団体や教育委員会と連携し、介護・福祉等の専門知識や技術を備え、利用者本位のサービスを提供できる質の高い専門人材の育成・確保・定着等に努めます。</p>	<p>「学校教育における福祉の推進」(p.32)に、教育委員会と連携して推進する旨、記載してほしい。</p>
	<p>②介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進</p> <p>・ 外国人介護人材の日本語学習や介護福祉士資格取得等に対する関係団体が連携した支援</p>	<p>・ 外国人介護人材へのコミュニケーション支援や生活支援等を実施する介護施設と、留学生への教育の質向上を図る介護福祉士養成校への支援</p>	<p>R5予算反映</p>
p. 36	<p>④処遇・職場環境の改善等による職場定着支援（新設）</p>	<p>・ 電子申請・届出システムの利用開始などデジタル化の推進</p> <p>・ 本文に上記のとおり追記するほか、現場負担軽減のため行政への提出書類については、電子申請の活用、提出部数の削減等を通じ、できるだけ簡素化するよう努めるほか、引き続き介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組みも進め、人材の確保に取り組む。</p>	<p>介護福祉の人材について、福祉の現場負担の軽減のため行政への提出書類を簡素化し、福祉・介護分野及び保育・教育分野への待遇を手厚くしてはどうか。</p>

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 41	<p>Ⅲ 住民と行政の協働による地域福祉の推進 2 ボランティア、NPO活動等の基盤強化 (2) 活動基盤の強化 活動拠点の設置やボランティアセンターにおける相談体制の充実など、継続的なボランティア活動を展開するための基盤整備を支援します。</p>	<p>活動拠点の設置やボランティアセンターにおける相談体制の充実など、継続的なボランティア・NPO活動を展開するための基盤整備を支援します。</p>	<p>ボランティア、NPO活動等の基盤強化について、支援の対象がボランティアセンターに集中している。NPO活動の基盤強化への支援策を盛り込んでほしい。</p>
	<p>((3) 寄附文化の醸成から移動)</p>	<p>・ <u>NPO等の活動基盤強化を図るための、マネジメント力向上研修やNPO等の要望に応じた税理士等の専門相談員の派遣</u> ・ <u>県民、企業、NPO、行政など多様な主体が連携した協働の取組みの推進</u></p>	<p>左記2点は、活動基盤の強化に入れるのがふさわしいのではないか。</p>
	<p>(3) 寄附文化の醸成 ・ <u>NPO等の活動基盤強化を図るための、マネジメント力向上研修やNPO等の要望に応じた税理士等の専門相談員の派遣</u> ・ <u>県民、企業、NPO、行政など多様な主体が連携した協働の取組みの推進</u></p>	<p>((2) 活動基盤の強化へ移動)</p>	
	<p>・ 相続や遺贈により取得した財産を寄附した場合の税制優遇措置など、社会福祉法人やNPO等を支援する寄附税制の周知や寄附意識の啓発 (新設)</p>	<p>・ 相続や遺贈により取得した財産を寄附した場合の税制優遇措置など、社会福祉法人やNPO等を支援する寄附税制の周知や寄附意識の啓発 ・ <u>ボランティア・NPO団体を対象とした助成金説明会の実施</u> 「・ ボランティア・NPO団体を対象とした助成金説明会の実施」を追記するほか、今後も支援情報等が団体に届くよう努める。</p>	<p>ボランティア、NPO活動等の基盤強化について、寄附文化を醸成するよりも、企業や個人から支援が寄せられるよう、施策を講じてほしい。</p>

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 46	第2章 安心して暮らせる「地域づくり」 I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり 1 ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進 (3) 情報のバリアフリーの推進 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域で継続してサポートするボランティアの養成など、スマートフォンの操作に不慣れな高齢者等の支援</u> 	「情報のバリアフリー化の推進」に、いわゆるデジタル難民といわれる高齢者への支援についても記載してほしい。
p. 47	2 地域共生社会の実現に向けた拠点づくり (1) 地域共生型福祉拠点の拡充 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>共生型グループホーム等の設置支援や共生型サービス事業の推進</u> 	介護と障害の事業所による共生型サービス事業の推進を図るため、「地域共生型福祉拠点の拡充」に、「共生型グループホームの設置や共生型サービス事業の推進」を新規項目として追加してほしい。

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 50	<p>Ⅱ 福祉サービス基盤の充実</p> <p>1 こどもや子育て家庭への支援等の充実</p> <p>(5) ひとり親家庭等への支援</p> <p>ひとり親等が抱える困難は複雑に重なり合っていることが多く、ひとり親の<u>自立支援とこどもの成長支援</u>など総合的な支援が求められています。ひとり親等が<u>自立を図り</u>、家庭生活と職業生活において安心した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができるよう、各種の取組みを進めます。</p>	<p>ひとり親等が抱える困難は複雑に重なり合っていることが多く、ひとり親の<u>就業支援や子育て支援</u>など総合的な支援が求められています。ひとり親等が、家庭生活と職業生活において<u>安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができるよう、各種の取組みを進めます。そのため、国や市町村、ひとり親支援団体のほか、福祉や教育、雇用など幅広い分野において、支援を行う関係機関、経済団体など関係団体が相互に連携して、施策を推進します。</u></p> <p>・ひとり親家庭等実態調査等を通して、ひとり親の抱える困難や現況、必要とする支援等を踏まえ、経済的自立に向けた就業支援や子育て支援を実施しているところ。</p> <p>・ひとり親家庭の貧困を自己責任とする意図はないが、ご意見を踏まえ記載を修正</p>	<p>「自立支援」という言葉には、ひとり親家庭の貧困を自己責任としているように感じるため、以下のとおり記載を修正してほしい。</p> <p>「ひとり親等が抱える困難は複雑に重なり合っていることが多く、ひとり親への就労支援と子育て支援など総合的な支援が求められています。ひとり親等が、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができるよう、自治体、企業、地域が連携して、各種の取組みを進めます。」</p>
p. 50	<p>・ 弁護士等による特別相談の実施等による<u>養育費確保及び面会交流の推進</u></p>	<p>・ 弁護士等による特別相談の実施等による<u>養育費確保及び面会交流の支援</u></p> <p>希望に応じて支援を行うものであることから、「<u>面会交流の支援</u>」に改める</p>	<p>ひとり親家庭等への支援について、「弁護士等による特別相談の実施等による養育費確保及び面会交流の推進」については危険であるので、この文言の削除してほしい。</p>

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 50	(6) ヤングケアラー等への支援 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ヤングケアラー支援ネットワーク会議の開催</u> ・ <u>関係機関職員向けの研修の実施</u> ・ <u>ヤングケアラー・コーディネーターの配置</u> 	R5予算反映
p. 51	2 障害児者の療育及び教育の充実 (1) 療育の充実 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」等に基づく難聴児支援のための中核的機能を有する体制の整備</u> 	R5予算反映
p. 53	3 在宅・施設サービスを相互に活用できる 介護・自立支援基盤の整備 (2) 在宅と施設のバランスのとれたサービスの提供 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>富山型デイサービス（共生型サービス）導入への支援</u> 	障害者の重度化・高齢化に対応できるよう、共生型サービスの導入を促進するため、該当箇所に「介護サービス事業所と障害福祉サービス事業所における、共生型サービスの導入への支援」を新規項目として追加してほしい。

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 54	<p>4 在宅福祉・医療サービスの充実 (2) 地域における日常的な支え合い体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 外出支援、配食、買い物サービスなど福祉コミュニティにおける日常生活支援サービスの導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の複合化・複雑化したニーズに対し、<u>地域の実情に応じて、市町村が取り組む</u>外出支援、配食、買い物サービスなど福祉コミュニティにおける日常生活支援サービスの導入に対する伴走的な支援の充実 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 本文に、市町村の実情に応じた取組みに対し伴走支援することを追記する。 外出(移動)支援サービスである居宅介護や同行援護、行動援護、移動支援事業を市町村が障害のある方に提供する取組に対して支援するとともに、人材の育成や事業者への参入の働きかけ等を通じて、サービス提供体制のさらなる充実を図っていく。 </div>	<p>日常生活支援サービスについて、外部事業者にサービスを担ってもらうことが前提と考えるが、実際の担い手はあるのか、また、市町村との連携がどうなのか、具体的な計画を示してほしい。その際に、支援対象を限定しないで、県民に幅広く届くようにしてほしい。</p>

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 57	<p>6 福祉関連産業、生活支援関連サービス業の振興</p> <p>(3) 介護テクノロジー（介護ロボット・ICT・福祉用具等）の普及啓発及び活用促進</p> <p>・ 介護施設等における介護ロボット及びICTの導入支援</p>	<p>・ 介護施設等における介護ロボット及びICTの導入支援、<u>Wi-Fiなど通信環境の整備支援</u></p>	<p>介護テクノロジーの普及について、DX化やICT推進の前段階として、事業所内のWi-Fiなど通信環境整備を県として支援していくと記載してほしい。</p>
	<p>・ とやま介護テクノロジー普及・推進センター（仮称）における、介護テクノロジーの体験展示、介護施設職員や一般県民を対象とした各種研修の実施、先進事例の紹介等による介護テクノロジーの普及啓発及び活用促進</p>	<p>・ とやま介護テクノロジー普及・推進センターにおける、介護テクノロジーの<u>相談対応、展示・体験事業の実施</u>、介護施設職員や一般県民を対象とした各種研修と<u>導入検討施設への伴走支援の実施</u>、先進事例の紹介等による介護テクノロジーの普及啓発及び活用促進</p> <p>①補助金については上記「導入支援」に含む②伴走支援について追記</p>	<p>介護ロボット及びICT推進への支援として、補助金に加え相談やアドバイスなどソフト面での伴走型支援を県及びとやま介護テクノロジー普及・推進センターが担うことを記載してほしい。</p>
	<p>(新設)</p>	<p>・ 福祉関係部局と、デジタル化関係部局、県内関係団体・大学等との連携による普及啓発及び活用促進</p>	<p>該当箇所、福祉関係部局のみでなく、デジタル化推進室(知事政策局)、IOTコンソーシアム(商工労働部)、富山県立大学とも連携して、普及及び活用促進を図ることを記載してほしい。</p>

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 73	<p>第3章 地域で支え合う「しくみづくり」</p> <p>I 人権を尊重した福祉の仕組みづくり</p> <p>1 権利擁護の推進</p> <p>(2) 利用者保護の推進と指導監査の充実</p> <p>・ 利用者に質の高いサービスが安定して提供されるよう、事業者に対する指導監査の充実</p>	<p>・ <u>利用者に対する質の高いサービスと、入居者に対する安定した住まいが提供されるよう、介護サービス事業者や有料老人ホーム設置者等に対する指導監査の充実</u></p>	<p>事業者に対する指導監査については、利用者保護の推進の観点から有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅に対して強化していただきたい。</p>
p. 78	<p>II 利用者本位のサービスの提供</p> <p>1 利用者の立場に立った質の高いサービスの提供</p> <p>(2) 質の高い福祉サービスの提供（新設）</p>	<p>・ <u>介護や障害等の幅広い福祉職員を対象とした研修の実施</u></p> <p>現在福祉カレッジにおいて、介護や障害等の幅広い福祉職員を対象に「キャリアパス対応生涯研修等」を実施し、双方の業務や対応の基本について学ぶとともに、グループ討論を通じて障害者と高齢者双方の理解を深めている。</p>	<p>介護分野と障害分野との支援を学び合う機会が有用であるので、該当箇所に「介護ヘルパーと障害者ヘルパーとの合同研修や、高齢者のケアマネジャーと障害者の相談支援専門員との合同研修、多職種連携の研修などを通じて、障害者と高齢者相互に対する理解を深めて、支援員の質の向上を目指す。」と新規項目を追加してほしい。</p>
p. 79	<p>(3) 生活の継続性を尊重した福祉サービスの提供（新設）</p>	<p>・ <u>障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備促進</u></p> <p>障害のある方の高齢化や親亡き後の支援については重要な課題であるため、今回新たに追記</p>	<p>障害者等が地域で安心して暮らせるよう、親亡き後や緊急時への備えが必要と考えるので該当箇所に「障害者の親亡き後（親の支援なき後）や緊急時に備える、「地域生活支援拠点」の整備充実」を新規項目として追加してほしい。</p>

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 82	<p>3 地域包括ケアシステムの深化 (2) ケアマネジメント機能の充実 <u>サービスを必要とする高齢者に必要なサービスを提供するとともに、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるよう、ケアマネジメント機能の充実強化に取り組みます。</u></p>	<p><u>地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らすため、医療・介護をはじめとした適切なサービスが利用できるよう、ケアマネジメント機能の充実強化に取り組みます。</u></p> <p>----- <u>サービスを必要とする方、全般に向けた内容に修正</u> -----</p>	<p>「ケアマネジメント機能の充実」について、本文が、高齢者に関する記載しかないので、以下の通り修正してほしい。 「サービスを必要とする人が自立した生活を送れるよう、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント機能を充実強化し、きめ細かく支援します。」</p>
	<p>・ <u>地域包括支援センターを核としたワンストップサービスの相談支援</u></p>	<p>・ <u>地域包括支援センターを核とした、複雑化・複合化した生活課題に対応するワンストップサービスの相談支援体制の充実</u></p>	<p>「ケアマネジメント機能の充実」の具体施策を以下のとおり修正してほしい。 ・現行「地域包括支援センターを核としたワンストップサービスの相談支援」 ・修正「地域包括支援センターを核に、複雑化・複合化した生活課題に対して断らない相談、ワンストップで対応できる総合相談支援の充実」</p>
	<p>・ <u>市町村を核とした障害者に対する相談支援体制の整備促進</u></p>	<p>・ <u>市町村や市町村社会福祉協議会を核に、障害者やひきこもり、生活困窮者などを取り巻く複雑化・複合化した生活課題に対する包括的な相談支援体制の整備充実</u></p>	<p>「ケアマネジメント機能の充実」の具体施策を以下のとおり修正してほしい。 ・現行「市町村を核とした障害者に対する相談支援体制の整備促進」 ・修正「市町村や市町村社会福祉協議会を核に、障害者や引きこもり、生活困窮者などを取り巻く複雑化・複合化した生活課題に対する、包括的な相談支援体制の整備充実」</p>

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 88	<p>Ⅲ 支え合いネットワークの形成</p> <p>1 身近な地域での包括的な支援体制の整備</p> <p>(1) 包括的支援体制の整備</p> <p>複合的な課題や狭間の課題への対応には、分野ごとの縦割りを排するとともに、課題の困難性に応じて身近な圏域からより広い圏域へと、情報と支援が複層的につながっていく仕組みの整備が必要であることから、地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制の整備を支援します。</p>	<p>複合的な課題や狭間の課題への対応には、分野ごとの縦割りを排するとともに、課題の困難性に応じて身近な圏域からより広い圏域へと、情報と支援が複層的につながっていく仕組みの整備が必要であることから、<u>高齢者、障害者、こども、生活困窮者など、属性・世代を問わない</u>地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制の整備を支援します。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">包括的な支援体制を推進するための、重層的支援体制整備事業の考え方を引用</p>	<p>「包括的な支援体制」の内容が伝わるように、「包括的支援体制の整備」本文の「地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制の整備」を「地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制の整備、「全世代・全対象型の地域包括支援体制の構築」」に修正してほしい</p>
p. 88	<p>① 市町村等が行う包括的支援体制の整備への支援</p> <p>・ ケアネット活動と連携した、育児・介護・障害・貧困等の様々な課題に対応できる包括的支援体制の整備</p>	<p>・ ケアネット活動と連携した、<u>複雑化・複合化した生活課題（孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮、ヤングケアラー、8050問題、親亡き後問題など）</u>に対応できる包括的支援体制の整備</p>	<p>概要の「計画をめぐる現状と動向」のうち、「複雑化・複合化した生活課題」への対応が盛り込まれていないと思うので、「包括的支援体制の整備」の具体施策を以下のとおり修正してほしい</p> <p>・ 現行「ケアネット活動と連携した、育児・介護・障害・貧困等の様々な課題に対応できる包括的支援体制の整備」</p> <p>・ 修正「ケアネット活動と連携した、複雑化・複合化した生活課題（孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮、ヤングケアラー、8050問題、親亡き後問題など）に対応できる包括的支援体制の整備」</p>

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 88	<p>② 孤独・孤立対策 (新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>孤独・孤立に至りやすい刑務所出所者やその家族等に対する、地域における継続的な相談支援体制の整備を促進</u> ・ <u>ヤングケアラーの早期発見・適切な支援につなげるための体制を整備</u> ・ <u>不登校や非行など様々な困難を抱えるこどもが、フリースクールなど学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、民間団体による居場所の開設や特色ある取組みを支援</u> 	R5予算反映
p. 90	<p>(2) 市町村（地区）社会福祉協議会の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）や、介護保険法の地域支援事業における生活支援コーディネーター、生活困窮者対策の相談支援員等の人材を活用した、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できる包括的支援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）や、介護保険法の地域支援事業における生活支援コーディネーター、生活困窮者対策の相談支援員、<u>障害者の相談支援専門員等の人材</u>を活用した、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できる包括的支援体制の構築 	該当箇所、「障害者の相談支援専門員」を含めてほしい

頁	パブリックコメント時素案	今回修正案（破線内：考え方等補足）	意見内容 等
p. 101	<p>第3編 計画の実現に向けて</p> <p>2 民間と行政の協働と役割分担</p> <p>(2) 企業、団体に期待される役割</p> <p>③ 社会福祉法人に期待される役割</p> <p>社会福祉法人がこうした地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、2016(平成28)年3月の社会福祉法の改正により「地域における公益的な取組」が責務として位置付けられ、地域福祉への積極的な貢献が求められています。</p>	<p>社会福祉法人がこうした地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、2016(平成28)年3月の社会福祉法の改正により「地域における公益的な取組」<u>（例えば、高齢者の住まい探しの支援、障害者の継続的な就労の場の創出、子育て交流広場の設置、複数法人の連携による生活困窮者の自立支援及びふれあい食堂の開設等）</u>が責務として位置付けられ、地域福祉への積極的な貢献が求められています。また、<u>社会福祉法人等の福祉施設等は、災害発生時において高齢者や障害者等の要配慮者の避難のための福祉避難所としての役割も期待されています。</u></p>	<p>「社会福祉法人に期待される役割」について、「地域における公益的な取組」が責務として位置づけられ、地域福祉への積極的な貢献が求められているとあるが、具体的に記載していただいた方がよいのではないかと。</p>